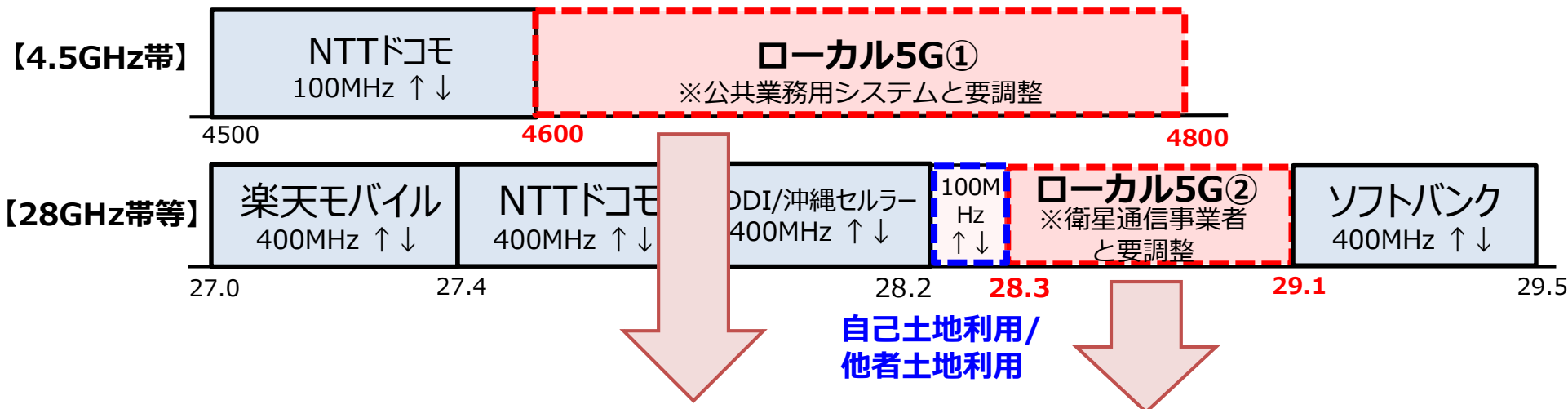


- 4.6-4.8GHz及び28.3-29.1GHzのローカル5Gの周波数拡張については、28.2-28.3GHz帯で整理されている**自己土地利用/他者土地利用の考え方を当てはめて検討**を行うこととする。
- なお、ローカル5Gの広域利用については、サービスイメージや免許の範囲等が具体化された段階で、検討を行うこととする。



今回の検討対象 (案)	自己土地利用		他者土地利用	広域利用
	敷地内屋内	敷地内屋外		
4.6-4.8GHz 28.3-29.1GHz	○	要: 共用検討	要: 共用検討	今後の検討課題
28.2-28.3GHz	○	○	○	×

現状

- 他者土地利用については、固定通信（原則として移動局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定される。



公道等については、他者土地利用となることから、固定通信に限定される



検討課題

- ① 大学のキャンパスや病院等の私有地の敷地内の間を公道や河川等が通っている場合の扱いについて、どのように整理すべきか。
- ② 交通機関や高速道路等における利用について、どのように整理すべきか。
（線路や道路等を線上にエリア化する場合、他者土地にはみ出る部分が一定程度出てくることとなるため、現行の考え方では、運用上の制約となる可能性があり、利用を認める条件について整理が必要）

考え方（案）

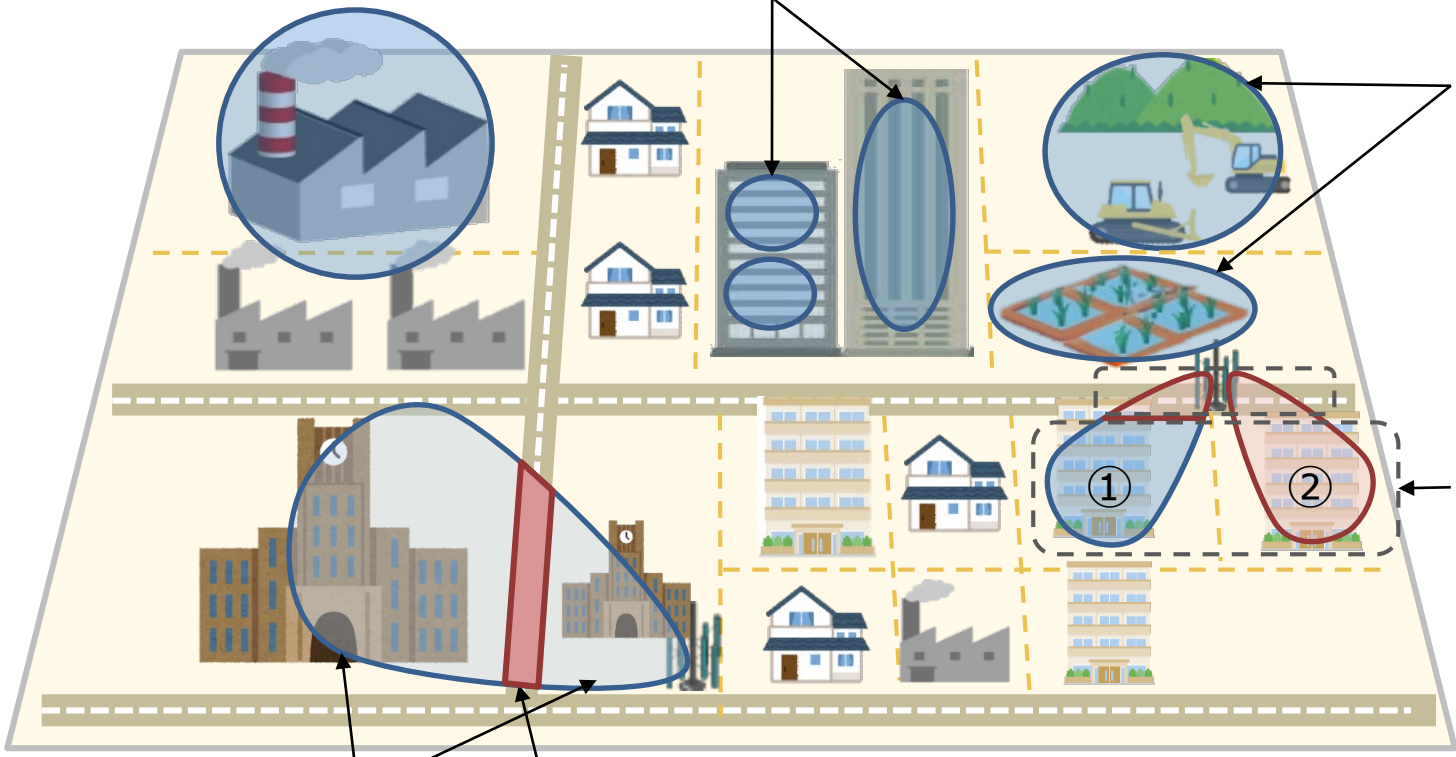
- 一定の条件下における他者土地利用については、自己土地扱いとする。

ローカル5Gの利用イメージ

 「所有者等利用」の例
 「他者土地利用」の例

所有者等利用（土地内）
土地の所有者による土地内利用

所有者等利用（建物内）
建物の所有者による屋内利用



所有者等利用（土地内）
自己の土地内等で利用

他者土地利用（固定通信）
道路に基地局を設置する場合には、基本的に他者土地利用となる。

所有者等利用／他者土地利用
固定通信であればマンションの
① 依頼を受けて所有者等利用
② 依頼等なしで他者土地利用
のどちらでもサービス提供することが可能

所有者等利用（土地内）
土地の所有者による土地内利用

公道を跨ぐ場合は、他者土地利用となる。

- ローカル5Gの技術的条件のうち、28.2-28.3GHz帯の100MHz幅について、先行して検討を行い、本年6月に一部答申。2019年12月に制度整備予定。
- 4.6-4.8GHz帯及び28.3-29.1GHz帯について、他システムとの共用検討等を行い、技術的条件をとりまとめる。 なお、必要に応じて28.2-28.3GHzについても追加の検討を行う。

ローカル5G作業班における主な議題（案）とポイント

1. ローカル5Gのユースケース

2. 他システム/自システムとの共用検討

- 4.6GHz帯における公共業務との共用検討及び調整方法
- 28GHz帯における衛星通信事業者との共用検討及び調整方法
- 隣接周波数の携帯電話事業者との共用検討
 - 4.6GHz帯（同期/非同期）
 - 28GHz帯（非同期）
- 4.6GHz帯における他のローカル5Gシステムとの共用検討

3. ローカル5Gの周波数拡張に際しての免許の単位等の検討

- 拡張周波数帯における免許の単位（自己土地利用/他者土地利用）の検討
- （広範囲に他者の土地を含めてカバーする場合の運用調整方法の検討）

4. ローカル5Gの技術的条件の策定

- ユースケース、共用検討及び免許の単位等の検討を踏まえた技術的条件の検討